

町民税・道民税特別徴収にかかる

給与所得者異動届出書つづり

町・道民税特別徴収について

町・道民税の特別徴収事務につきましては、平素より格別の御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

このたび町・道民税の特別徴収をお願いすることになりましたので、徴収及び納入に関しましては、取扱要領を参照の上、各納税義務者にご説明いただき6月分より翌年の5月分まで12回分割徴収の上、別冊納入書にて金融機関に納入くださいますようお願いいたします。

おねがい

- 転勤・退職などの届出は翌月10日まで
- 退職する人の残りの税額は一括徴収で
- 徴収した税額の納入は翌月10日まで

異動届出書は本書に綴り込んでいます

特別徴収事務についてのお問い合わせは

しらぬかちよう
白糠町役場 企画総務部 税務課 税務係

☎088-0392 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

電話 (01547) 2-2171番

特別徴収事務取扱要領

1. 給与所得に係る特別徴収

(1) 特別徴収とは

給与の支払者が、毎月の給与を支払う際、納税者が納めなければならない町・道民税を6月（第1回目）から翌年の5月（第12回目）までの12回にわたり給与から差し引いて、納税者にかわって納めていただく制度です。
この給与所得者の町・道民税を徴収し、納入する義務のある給与支払者を「特別徴収義務者」といいます。

(2) 町・道民税特別徴収税額通知書を受領しましたら

「特別徴収税額通知書」には、氏名・税額等記載されていますので、必ず在職者の確認をしてください。次に、税額通知書（茶色の納税義務者用）を各納税者に交付してください。転勤・退職等により交付できない税額通知書は、本書綴り込みの、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に添えて町にお返しく下さい。

また、「特別徴収税額通知書」に記載のない人がいる場合は、税務課税務係にご照会ください。

(3) 徴収する税額は

「特別徴収税額通知書」に、記載されている納税者の月割額を、毎月支給する給与から徴収してください。

(4) 月割額の納入方法は

各納税者から徴収した月割額を別綴りの納入書によって徴収した月の翌月の10日までに納入してください。

(注) 6月分と7月分以降の月割額が異なる場合が多いので、充分ご注意ください。

(5) 納入書の記入について

納入書の合計欄は別添綴りのとおり、空欄となっています。転勤・退職等により、月割納入額の変更となる場合がありますので、納入の都度金額を記載するようにお願いします。

なお、税額変更の都度、納付書は送付いたしておりませんので、金額を訂正のうえ納入してください。

(6) 審査請求について

納税者が税額通知書の記載事項に不服がある場合は、税額通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(7) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に変更がある場合には、その税額を変更した「特別徴収税額変更通知書」を送付致します。「変更通知書」を受け取った以後は、「変更通知書」に記載されている月割額によって徴収のうえ納入してください。

(8) 休業・解散等の届出について

休業・解散等により特別徴収事務を継続できなくなった場合には、すみやかに「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」によりその旨を届出てください。なお、会社名および会社の住所が変更になった場合にも、「所在地・名称等変更届出書」によりその旨通知してください。

2. 納税者が転勤や退職したとき

特別徴収されている納税者が、退職、休職、転勤または死亡等の事由により、給与の支払を受けなくなった場合は、必ず翌月の10日までに本書綴り込みの「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し提出してください。

(1) 転勤等により継続して特別徴収する場合

納税者が、転勤先または退職後の新勤務先において、引き続き特別徴収の希望をする場合は、事前に転勤先の経理担当者 と 連絡をとり、「異動届出書」に転勤先の特別徴収義務者（新しい給与の支払い者）の名称、所在地を記入し提出してください。

(2) 一括徴収（退職後の残税額の徴収）について

納税者が退職等によって、町・道民税（月割額）を特別徴収できなくなった場合、残りの税額は個人で納めていただく（普通徴収といいます。）こととなりますが、できるかぎり本人の申し出を必要とする場合においても、一括徴収のご指導方お取り計らいいただきますようお願いいたします。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職または休職する納税者については、本人の了解を得て、全額一括徴収方、ご協力をお願いいたします。
- ② 1月1日から4月30日までの間に退職または休職する納税者については、本人の申し出に基づくことなく一括徴収しなければなりませんので、給与または退職金から徴収してください。

(3) 普通徴収（徴収方法の変更）について

納税者が前記の(2)の①、②による一括徴収ができずに、残りの税額がある場合には、普通徴収（個人で納付する方法）に切り替えて直接納税者個人が納付することとなります。

(4) 「異動届出書」の記載方法

1. 「異動届出書」は2部複写で作成し、1部を提出してください。
2. 「受給者番号」欄は、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に記載されている受給者番号を記載してください。
3. 「徴収済月」欄中「 月分から 月分まで」のところは実際に徴収した月までを、特にまちがいのないよう記載してください。
4. 納税者が死亡による退職のときは一括徴収できませんので、未徴収の税額を相続人が納付しなければなりません。相続人の氏名・続柄を「相続人」欄に必ず記載してください。
5. 結婚等により退職し、姓が変わった場合「新姓」および新住所を記載してください。

3. 町・道民税の納税者と算出方法について

(1) 非課税となる者

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦で前年中の所得が135万円以下である者（給与の収入金額が2,043,999円以下）
- ③ 前年の合計所得金額が28万円×（納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数（年少扶養親族を含む））＋10万円＋17万円以下の者。但し、単身者については、38万円以下の者。

(2) 所得割がかからない者

前年の総所得金額等が35万円×（納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数（年少扶養親族を含む））＋10万円＋32万円以下の者。
但し、単身者については、45万円以下の者。（分離課税に係る所得割を除く。）

(3) 総所得金額の税額計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{前年総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得金額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得以外の所得金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{町・道民税額} \\ \hline \end{array}$$

◎ 所得控除とは

- ・配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦又はひとり親控除・勤労学生控除・基礎控除・配偶者特別控除・雑損控除
- ・医療費控除・社会保険料控除・地震保険料控除・生命保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・寄附金控除です。

(4) 所得割の税率

町民税	税率 6%	控除額 調整控除×3/5	道民税	税率 4%	控除額 調整控除×2/5
-----	-------	--------------	-----	-------	--------------

(5) 均等割の税額

町民税	3,500円	道民税	1,500円
-----	--------	-----	--------

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されたことに伴い、各自治体が防災対策に使う財源の一部として、平成26年度から令和5年度までの間、町民税・道民税の均等割が各500円ずつ加算されます。

(6) 税額控除額

○ 寄附金税額控除

<p>前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道民税は4%、町民税は6%に相当する金額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として北海道又は白糠町の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として北海道又は白糠町の条例で定めるもの <p>ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）</p>	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円以上195万円以下	84.895%
	195万円超330万円以下	79.790%
	330万円超695万円以下	69.580%
	695万円超900万円以下	66.517%
	900万円超1,800万円以下	56.307%
	1,800万円超4,000万円以下	49.160%
	4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90.000%	
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合	

○ 調整控除（前年の合計所得金額が2,500万円以下の所得割納税義務者に限る）

合計課税所得金額が200万円以下の者	控除の種類		金額	控除の種類		金額		
	次の①と②のいずれか小さい額の5%（道民税2%、町民税3%）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額	基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下
障害者控除		普通	1万円					
		特別	10万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
		同居特別	22万円		老人	10万円	6万円	3万円
合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道民税2%、町民税3%）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	寡婦控除		1万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	ひとり親控除	父	1万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
		母	5万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	勤労学生控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円

○ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には当該金額がなかったものとして計算した金額）			
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）			
町民税	3/5	道民税	2/5

○ 配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	道民税	町民税	道民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	道民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

4. 退職所得に係る町・道民税の特別徴収について

(1) 退職所得の分離課税とは

- ① 退職の際支払われる退職手当等は、他の所得と区分して、退職手当のみについて課税されます。
- ② 退職所得に対する町・道民税は、町からの通知によらず、退職手当等の支払の際税額を計算し、税金を徴収して翌月の10日までに町に納めていただくことになっております。

(2) 課税されない退職手当等

- ① 死亡により退職した者に支給すべき退職手当等で、その者の相続人等に支給されるもの。
- ② 退職した者または死亡により退職した者の遺族に、退職により転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等。

(3) 勤続年数の計算

勤続年数は、退職金を計算する基礎年数ではなく、実際の勤続年数であり、その期間に1年未満の端数があるときはたとえ1日でも1年として計算します。

(4) 徴収した税金の納入先

退職者が支払を受ける日の属する年の1月1日現在に、住所が所在する市町村に納めていただきます。納税者が年の中途に住所を他市町村へ変更した場合でも、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在白糠町内に住所を有していた人の所得割額は、当町役場に納入していただくことになります。

- ◎ 納入書は、納入税額を給与分と退職所得分に分けてありますので、同時に納入ができます。
(注) 「納入書」裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

(5) 税額の求め方

○ 退職所得の金額

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \quad (1,000\text{円未満の端数がある場合は切り捨てる。})$$

ただし、勤続年数が5年以下の法人役員等の退職金については、次のとおりとなります。

$$\text{退職所得の金額} = \text{退職金の額} - \text{退職所得控除額} \quad (1,000\text{円未満の端数がある場合は切り捨てる。})$$

※法人役員等の範囲 ①法人税法上の役員 ②国会職員及び地方議会議員 ③国家公務員及び地方公務員

○ 退職所得控除額の計算

	退職所得控除額		退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満のときは、80万円)	20年を超える場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)
在職中障害者となったことが原因で退職したと認められる場合は、上記の金額に100万円を加算した額を退職所得控除額とします。			

※ 税額の計算例

〈勤続年数が20年以下の場合〉

A社に13年4ヶ月勤務し、600万円の退職金が支払われた。
 (退職所得控除額) 40万円×14年=560万円
 (退職所得の金額) (600万円-560万円)×1/2=20万円
 (税額) 町民税 20万円×6%=12,000円
 道民税 20万円×4%=8,000円
 合計20,000円が特別徴収税額となります。

〈勤続年数が20年を超える場合〉

B社に24年3ヶ月勤務し、14,223,632円の退職金が支払われた。
 (退職所得控除額) 80万円+70万円×(25年-20年)=1,150万円
 (退職所得の金額) (14,223,632円-1,150万円)×1/2
 =1,361,816円→1,361,000円
 (税額) 町民税 1,361,000円×6%=81,660円→81,600円
 道民税 1,361,000円×4%=54,440円→54,400円
 合計136,000円が特別徴収税額となります。

5. 取扱金融機関

◎ 白糠町指定金融機関

北海道銀行

◎ 白糠町収納代理金融機関

- ・北海道銀行 ・釧路丹頂農業協同組合 ・釧路信用金庫 ・大地みらい信用金庫 ・北洋銀行
 (白糠町内以外の本支店で納付可能)
- ・白糠漁業協同組合

※ 金融機関から納付される場合は、手数料がかかる場合がありますので金融機関窓口で確認してください。

- ・北海道内のゆうちょ銀行または郵便局

※ 郵便局を利用される北海道外の特別徴収義務者の方は、本書末尾綴じ込みの「公金納付取扱ゆうちょ銀行等指定依頼書」を白糠町税務課税務係へ提出してください。白糠町が地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、特別徴収義務者の納付局として指定することにより、今回お送りした納入書で納入いただけるようになります。なお、一度手続きなされますと、その後続けてご利用いただけます。

◎ 白糠町役場及び庶務支所

6. 地方税共通納税システムがスタート

令和元年10月1日に、地方税共通納税システムがスタートしました。地方税共通納税システムを使えば、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができます。

1 メリット

- ① 全ての地方公共団体に対して電子納税が可能。
- ② 地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付が可能。
- ③ 電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことが可能。
- ④ 複数の地方公共団体に対して一度の操作で電子納税が可能。
- ⑤ 本システムの利用手数料は無料。
- ⑥ ダイレクト納付※による簡単な手続きで納付が可能。

※ 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付する方式。

納税者は、納付の操作にインターネットバンキングへのログインや暗証番号等を必要としないもの。

2 eLTAXのご利用に関する詳細については

eLTAXを利用するには、電子証明書の取得（税理士が代理で申告等を行う場合、納税者本人の電子証明書は不要です。）利用届出等の事前準備が必要です。詳細やお問い合わせについては以下のホームページをご覧ください。

※ eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>)

※ 個人住民税（特別徴収分）は毎月納める必要があることから便利になっております。

7. 特別徴収月割額納入書記載例

※ 給与所得にかかる納入税額の場合

税額欄の記入をまちがえた場合は、予備の納入書に書きなおしてください。

※ 課税内容等の問い合わせには指定番号を使用ください。

市町村名 北海道 白糠町					
市区町村コード					
0	1	6	6	8	3

個人市町村民税 個人道民税	
納 入 書 ㊦	

口 座 番 号		加 入 者 名								
0 2 7 5 0 - 4 - 9 6 0 0 8 7		白糠町会計管理者								
令和 4 年 8 月分		指 定 番 号								
		2 1 0 0 0 0 1								
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分					2	0	0	0	0
	延 滞 金					2	7	0	0	0
	督 促 手 数 料									
	合 計 額					4	7	0	0	0
納 期 限		令和 4 年 9 月 1 2 日								
(特別徴収義務者)										
住所又は 所在地		〒 0 8 8 - 0 3 1 1 白糠町西 1 条南 1 丁目 1 番地 1								
氏名又は 名 称		白糠商事								
上記のとおり納入します。										
日 計	□									
	円									
										領 収 日 付 印

(ゆうちょ銀行等保管)

市町村名 北海道 白糠町
市区町村コード 0 1 6 6 8 3

個人市町村民税 個人道民税
納入済通知書 ㊦

口座番号 02750-4-960087	加入者名 白糠町会計管理者
令和4年8月分	指定番号 2100001
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む) 200000
	退職所得分 270000
	延滞金
	督促手数料
	合計額 470000
納期限 令和4年9月12日	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒088-0311 白糠町西1条南1丁目1番地1	
氏名又は名称 白糠商事	
取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794)	領収日付印 (白糠町保管)

上記のとおり通知します。
 (受付店→ 北海道銀行
 白糠支店 →市町村
 (取りまとめ店)

納入金額を記入するときは、頭部に¥マークを記入しないでください。

※給与所得と退職所得にかかる納入税額がある場合。

← 表面 と 裏面 →
に記入。

退職所得の税額を払う年・月・日。

8月分の月割額を記入。(税額欄の記入をまちがえた場合は予備の納入書に書きなおしてください。)

退職所得に係る税額がある場合はその金額。

給与と退職の税額がある場合は合算した金額。

退職税額を納入する月。

退職金の総額。

町民税・道民税それぞれの税額。(この合計額を納入税額の退職所得分に記入のこと。)

※特別徴収義務者の「氏名又は名称」記入欄の押印はしなくて構いません。

(注) 個人事業主の方が納入済通知書裏面の納入申告書を記入して提出する場合は、金融機関へ提出せず、直接白糠町役場へ提出してください。

※個人番号を記入した用紙を金融機関等へ提出しないでください。

税額の確認(白糠町役場税務課へ)

市町村民税 道民税 納入申告書		(受付印)
白糠町長 様		
令和4年9月7日提出		
令和4年8月分	人員	1人
退職手当等	十億千百万千百十円	
支払金額	8823300	
特別徴収税額	市町村民税	48600
	道民税	32400
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒088-0311 白糠町西1条南1丁目1番地1		
氏名又は名称 白糠商事 印		
法人番号 又は 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。		

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書綴 (記入例)

※届出書の用紙に不足が生じた場合はご連絡ください。ただちにお送りいたします。

(コピーでも使用可)

白糠町のホームページ内の申請書一覧ダウンロードサービスもご利用ください。

※納税者に異動が生じた場合、速やかに提出してください。

※記入例を記載しておりますので、よくお読みください。

退職し、残額を
普通徴収(個人払)する場合

所得者異動届出書

原簿 { 特 普 } 通知書
課税票 調定

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があつた場合は、速やかに提出してください。

令和4年8月8日	所在地	郵便番号	白糠町西1条南1丁目1番地1			特別徴収義務者指定番号		200001		
白糠町長	名称	白糠商事			受給者番号					
給与支払者 (特別徴収義務者)	代表者の氏名	白糠 太郎			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	総務課給与係			
	法人番号又は個人番号	提出用のみにご記入願います				氏名	白糠 花子			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 徴収済額	(ウ) 未徴収済額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降の退職時までの給与支払い額	退職手当等の支払い額(支払い予定額)
フリガナ	シラスカジロウ	宛名番号								
氏名	白糠 次郎 (旧姓)	12345					1. 退職(普・障)	1. 特別徴収継続		
個人番号	提出用のみにご記入願います						2. 転職	2. 一括徴収		
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		6 月分				3. 休職	3. 普通徴収		
	白糠町東1条北1丁目1番地1		円	円	円	4. 8.1	4. 長欠	3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付けてください。	円	
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		33,000	6,000	27,000		5. 死亡		社会保険料控除額	
	白糠町東1条南1丁目1番地1						6. 会社解散			
相続人氏名	(納税者が死亡退職した場合に記入願います。)		7 月分				7. 住所誤報		円	
		続柄	まで				8. その他			

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	計
1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収を希望する申し出があつたため(月 日申出)		円	円
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収を継続する希望がないため		円	円
一括徴収できない理由			
(○を付けてください)			
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため		一括徴収した税額は 月分で納入します。	
2. その他理由()			

※退職者の未徴収税額について

- 「宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
- 6月1日から10月31日までに退職した場合においても、できる限り一括徴収で納入されますようお願いいたします。
- 納税者が死亡退職した場合には、「相続人の氏名・続柄」に記入してください。

転勤等による特別徴収届出書

月割額	円	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
月分から徴収し		フリガナ		
納入することで連絡済。		名称		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号
		代表者の氏名		電話 () - 番
給与支払方法及びその期日		振込を希望する金融機関の所在地及び名称		経理責任者名

退職し、残額を一括徴収する場合

所得者異動届出書

原簿 { 特 普 } 通知書
課税票 調定

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があつた場合は、速やかに提出してください。

令和4年8月8日		所在地 郵便番号 088-0311		白糠町西1条南1丁目1番地1			特別徴収義務者指定番号 200001		受給者番号		
白糠町長		名称 白糠商事		代表者の氏名 白糠 太郎			連絡者の係並氏名 白糠 花子		電話 (01547) 2 - △△△△ 番		
給与支払者 (特別徴収義務者)		法人番号又は個人番号		提出用のみにご記入願います							
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 徴収済額	(エ) 未徴収済額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払い額	退職手当等の支払い額 (支払い予定額)
フリガナ	シラスカジロウ	宛名番号	円	6 月分	円	円	4. 8. 1	1. 退職(普・障) 2. 転職 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円	
氏名	白糠 次郎 (旧姓)	12345									
個人番号	提出用のみにご記入願います										
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)										
	白糠町東1条北1丁目1番地1										
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		33,000		6,000	27,000					
	白糠町東1条南1丁目1番地1										
相続人氏名	(納税者が死亡退職した場合に記入願います。)			7 月分							
		続柄									

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	※退職者の未徴収税額について
1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収を希望する申し出があつたため(7月20日申出)		円	1. 「宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収を継続する希望がないため		円	2. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
一括徴収できない理由		円	3. 6月1日から10月31日までに退職した場合においても、できる限り一括徴収で納入されますようお願いいたします。
(○を付してください)			4. 納税者が死亡退職した場合には、「相続人の氏名・続柄」に記入してください。
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため			
2. その他理由()			
一括徴収した税額は 8 月分で納入します。			

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
月分から徴収し	フリガナ		連絡者の係並氏名
納入することで連絡済。	名称		氏名
	代表者の氏名		電話
	職		() - 番
給与支払方法及びその期日	振込を希望する金融機関の所在地及び名称		経理責任者名

給与支払報告 転勤の場合

給与所得者異動届出書

原簿 { 特 普 } 通知書
課税票 調定

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和4年8月8日	所在地 郵便番号 088-0311	白糠町西1条南1丁目1番地1			特別徴収義務者指定番号	200001				
白糠町長	名称	白糠商事			受給者番号					
給与支払者 (特別徴収義務者)	代表者の氏名	白糠太郎			連絡者の係並の氏名	総務課給与係 白糠花子				
	法人番号又は個人番号	提出用のみにご記入願います			連絡者の並びの電話番号	(01547) 2 - △△△△ 番				
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 徴収済額	(ウ) 未徴収済額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降の退職時までの給与支払い額	退職手当等の支払い予定額
フリガナ	シラスカジロウ	宛名番号	2345							
氏名	白糠次郎 (旧姓)									
個人番号	提出用のみにご記入願います									
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)									
	白糠町東1条北1丁目1番地1									
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									
	白糠町東1条南1丁目1番地1									
相続人氏名	(納税者が死亡退職した場合に記入願います。)									
	続柄									

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額 (未徴収税額) について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	計
1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収を希望する申し出があったため (月 日申出)			
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収を継続する希望がないため			
一括徴収できない理由			
(○を付してください)			
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため			
2. その他理由 ()			
一括徴収した税額は 月分で納入します。			

※退職者の未徴収税額について
 1. 「宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
 3. 6月1日から10月31日までに退職した場合においても、できる限り一括徴収で納入されますようお願いいたします。
 4. 納税者が死亡退職した場合には、「相続人の氏名・続柄」に記入してください。

転勤等による特別徴収届出書

月割額	2,700円	所在地	郵便番号	080-0012	帯広市西2条南5丁目×番地	特別徴収義務者指定番号	200003	
8月分から徴収し		フリガナ	シラスカショウシャ				連絡者の係並の氏名	総務課職員係
納入することで連絡済。		名称	白糠高社				氏名	白糠一子
		代表者の氏名	白糠太郎				電話番号	(0155) 〇〇 - □□□□ 番
給与支払方法及びその期日		振込を希望する金融機関の所在地及び名称					経理責任者名	

年度 町民税・道民税特別徴収への切替届出書

年 月 日 白糖町長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 —						特別徴収義務者 指定番号	
		名称							受給者番号 (社員番号)	
		代表者の 職氏名印							連絡者の係及び氏名並びに電話番号	
		法人番号又は 個人番号							係	
									氏名	
							電話	() —		
給 与 所 得 者	フリガナ					生年月日			通知書番号(普通徴収分)	
	氏名					S・H 年月日				
	現住所					普通徴収(個人納付)		期まで納付		
	1月1日現在の住所					特別徴収(給与天引)		月分から徴収納付		
異動年月日	令和	年	月	日	特別徴収納付書		要・不要			
申請理由 (理由に○をつけてください)	1 入社のため 2 正社員となったため 3 本人から特別徴収の希望があったため 4 その他 ()				(ご注意) 1 普通徴収未納の場合は、普通徴収欄無記入のこと。 2 申請する場合は、ご本人あてに送付された納税通知書を必ず確認してください。					
備考										

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

年 月 日 白糠町長	給(特別徴収義務者)与(特別徴収義務者)払(特別徴収義務者)	所在地	〒	法人番号																
		(フリガナ)名称		特別別徴収義務者指定番号																
				担当連絡先	係															
				氏名																
電話	() -																			

		変更年月日	令和 年 月 日
事項	変更前	変更後	
フリガナ			
所在地	〒 -	〒 -	
フリガナ			
名称			
電話番号	() -	() -	
変更理由 該当の番号 ○をつけて ください	1. 商号変更（合併の存続会社を含む） 2. 組織変更 3. 所在地変更 4. 特別徴収関係書類の送付先のみ変更 5. 吸収合併（消滅会社） 6. 新設合併（新会社設立） 7. 休業 8. 解散・廃業 9. 法人に変更・個人事業主に変更 10. その他 ()		
備考	5～9の場合は、原則として、従業員様の「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。		

- (注) 1 誤読をさけるため、所在地及び名称にはフリガナを振ってください。
 2 変更する事項欄のみご記入ください。
 3 代表者のみの変更は届出の必要はありません。
 4 この届出書を提出された場合も、法人町民税の異動届出書を提出したことはありませんのでご注意ください。

給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書 特別徴収

原簿 { 特 普 } 通知書
 課税票 調定

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
※	通知年月日 年 月 日	
処	理	
事	項	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日	所在地	郵便番号	提出用のみにご記入願います				特別徴収義務者指定番号	受給者番号		
白糠町長	名 称						連絡者の係	氏名		
(特別徴収義務者)	代表者の氏名						及び氏名並びに電話番号	氏名		
給与支払者	法人番号又は個人番号						電話	() - 番		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 徴収済額	異 動	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	1月1日以降の退職時までの給与支払い額	退職手当等の支払い額 (支払い予定額)
フリガナ	宛名番号		円	月分	円	年月日	1. 退職(普・障)	1. 特別徴収継続	円	
氏名	(旧姓)			から			2. 転 職	2. 一 括 徴 収		
個人番号	提出用のみにご記入願います						3. 休 職	3. 普 通 徴 収		
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)						4. 長 欠	(3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付けてください。)	社会保険料控除額	勤続年数
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)					5. 死 亡			円	
相続人氏名	(納税者が死亡退職した場合に記入願います。)			月分		6. 会 社 解 散				
	続柄			まで		7. 住 所 誤 報				
						8. そ の 他	()			

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	※退職者の未徴収税額について
1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収を希望する申し出があったため(月 日申出)		計	1. 「宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収を継続する希望がないため		円	2. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
一括徴収できない理由		円	3. 6月1日から10月31日までに退職した場合においても、できる限り一括徴収で納入されますようお願いいたします。
(○を付けてください)			4. 納税者が死亡退職した場合には、「相続人の氏名・続柄」に記入してください。
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため	一括徴収した税額は 月分で納入します。		
2. その他 理由 ()			

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
月分から徴収し	フリガナ		連絡者の係
納入することで連絡済。	名 称		氏名
	代表者の氏名		電話
給与支払方法及びその期日	振込を希望する金融機関の所在地及び名称		経 理 責 任 者 氏 名

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると所得者異動届出書

原簿 { 特 普 } 通知書
課税票 調定

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※ 処 理 事 項	通知年月日		年	月	日

年 月 日 白 糠 町 長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	郵便番号													特別徴収義務者指定番号			
		名称													受給者番号				
		代表者の氏名													連絡者の係並の氏名及び電話番号	係並の氏名			
		法人番号又は個人番号														電話番号	() - 番		
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収済額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	1月1日以降の退職時までの給与と支払い額	退職手当等の支払い額 (支払い予定額)							
フリガナ	宛名番号												円	円	円	円	円	円	円
氏名	(旧姓)												円	円	円	円	円	円	円
個人番号													円	円	円	円	円	円	円
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)												円	円	円	円	円	円	円
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)												円	円	円	円	円	円	円
相続人氏名	(納税者が死亡退職した場合に記入願います。)												円	円	円	円	円	円	円
												社会保険料控除額		勤続年数					

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収を希望する申し出があったため (月 日申出) 2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収を継続する希望がないため	給与又は退職手当等の支払予定月日	一 括 徴 収 予 定 額		※市区町村記入欄	月割額		普通徴収番号	-	
		支払予定日ごとの徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)		6月分	7月分以降			
一 括 徴 収 で き な い 理 由 (○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()	一括徴収した税額は 月分で納入します。		円	円	円	円			

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号					
月分から徴収し		フリガナ				連絡者の係並の氏名及び電話番号	係並の氏名		
納入することで連絡済。		代表者の氏名					電話番号	() - 番	
給与支払方法及びその期日	振込を希望する金融機関の所在地及び名称			経 理 責 任 者 氏 名					

町民税・道民税 特別徴収税額納入書 (不 要 ・ 不 要 取 消) 届 出 書

白糠町長 様

年 月 日提出

特別徴収義務者 指 定 番 号			担 当 者	係 名	
特別徴収 義 務 者	所在地 (住所)			氏 名	
	名 称 (氏名)			電 話	

納入書が不要の場合

- ① 納入書の送付について、銀行の納入サービスを利用されている事業所又は自社作成の納入書を使用して納入されている事業所は、この届出書の表題の「不要」に○をつけて提出してください。
- ② 今回、不要届出書を提出されますと、翌年度以降の納入書はお送りいたしません。
- ③ 不要提出書を提出された事業所でも、退職所得に係る町民税・道民税を納入するために納入書が必要になる場合は、ご連絡ください。

納入書が必要になった場合

- ① 納入書不要届出書を提出されている事業所で、今後、納入書が必要になる場合は、この届出書の表題の「不要取消」に○をつけて提出してください。納入書をお送りいたします。

公金納付取扱ゆうちょ銀行等指定依頼書

白糠町長 様

年 月 日提出

特別徴収義務者 指 定 番 号			担 当 者	係 名	
特別徴収 義 務 者	所在地 (住所)			氏 名	
	名 称 (氏名)			電 話	

指定する ゆうちょ 銀行又は 郵便局に ついて	住 所				
	ゆうちょ 銀行又は 郵便局名	ゆうちょ銀行	店		
		郵 便 局	郵 便 局		

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行又は郵便局(以下、「ゆうちょ銀行等」と言う。)を利用される場合は、利用されるゆう
ちょ銀行等名を記入して、当初納入される前に白糠町税務課税務係に提出してください。

白糠町が地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、特別徴収義務者の納付局としてそのゆうちょ銀行等を指定します。
(前年に提出された場合は、必要ありません。)